

6月1日(水)から
販売開始

青森市プレミアム付商品券のご案内

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある地域経済の回復と地元事業者の支援に向け、市民の生活を応援し市内の消費喚起に繋げるため、「青森市プレミアム付商品券」を販売します。

販売価格：1セット **15,000円分の商品券を10,000円で販売**（プレミアム率50%）

購入対象者：4月1日に本市の住民基本台帳に記録されている全市民1人1セット購入可

券種：1セット1,000円券×15枚（全店共通券10枚、地元応援券5枚）

▼全店共通券(赤色) 全ての利用登録店舗で利用可

▼地元応援券(青色) 市内に本店がある事業者の利用登録店舗で利用可



新登場!!

商品券の購入方法・販売期間・販売所

▶購入方法

- 5月下旬に青森市から全世帯（4月1日時点での世帯構成）へ購入引換券を郵送（世帯主宛）
- 商品券販売所へ下記を持参し商品券を購入
 - 青森市プレミアム付商品券購入引換券
 - 商品券販売所で購入されるかたの氏名・住所が確認できる書類
（免許証、健康保険証及び学生証などの身分証明書、公共料金等の請求書など）



▶販売期間・販売所

販売期間：6月1日(水)～7月31日(日)

●販売所：市内全ての郵便局とサンロード青森内簡易郵便局及び桜川簡易郵便局、青森県民生協市内11店舗、青森日商連、イオン青森店、イトーヨーカドー青森店、さくら野百貨店青森本店、サンロード青森、問屋町交流ストア、中三青森サテライト店、日専連ホールディングス、マエダ ガーラモール店、マエダストア 虹ヶ丘店、マックスバリュ（幸畑店・浪打店・浜田店）、ユニバース ラ・セラ東バイパスショッピングセンター、ゆ〜さ浅虫、アップルヒル、あびねす

商品券の利用期間・利用店舗

利用期間：6月1日(水)～8月31日(水)

●利用店舗：商品券が利用できる店舗は、『全店共通券のみ利用できる店舗』と『全店共通券と地元応援券が利用できる店舗』の2種類の店舗があります。詳細は商品券ご購入時にお渡しする利用店舗チラシまたは下記ホームページにてご確認ください。また、のぼり旗・ポスター・ステッカー・スイングPOP（掲示物）の色でも確認できます。

▼赤色の掲示物

『全店共通券のみ利用できる店舗』

▼赤色と青色の2色刷りの掲示物

『全店共通券と地元応援券が利用できる店舗』

問合せ

青森市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局
（青森商工会議所内）

〒030-8515 青森市新町一丁目2番18号

☎017-752-1433 ☎017-752-1434

（9：00～17：00 ※土・日、祝日除く）

青森市プレミアム付商品券専用ホームページ

<https://aomori-premium.jp>



青森市プレミアム付商品券▶
専用ホームページ

働きやすい服装で勤務します！

アオモリ・スマート・スタイル！

青森市ではこれまで、クールビズを毎年6月～9月の間、スーツの上着とネクタイの着用を必要としない、いわゆるノーネクタイの服装として実施してきました。今年度からは、「アオモリ・スマート・スタイル」と題して、5月9日から上着を着用しない、ノーネクタイ等働きやすい服装を通年で実施します。新しい働き方の一つとして、服装から自由かつ柔軟な発想の創出につなげ、市民サービスの一層の向上に努めます！



令和4年度 新採用職員

問人課 (☎017-734-5093)

令和4年度市・県民税の所得・課税証明書

融資制度や年金・扶養申請などに使用する「令和4年度市・県民税の所得・課税証明書」を6月10日(金)から交付します。※市・県民税(年税額)が給与から差し引かれるかた(本人分に限る)は、5月13日(金)から交付します。※3月16日以降に申告された方については、証明書への反映が遅れることがあります。

▼交付場所 市民課、浪岡振興部市民課、各支所、各情報コーナー

※土・第一日曜日は駅前庁舎市民課のみ(所得の申告を伴うかたは、証明書の交付を受けられません)※証明書コンビニ交付サービスも利用可(各交付開始日の翌日から取得可)※郵便での請求も可

▼交付手数料 各一通300円

▼申請に必要なもの 申請者の本人確認書類/本人以外(委任を受けた生計を一にしている親族を除く)は委任状※申請書・委任状は市ホームページに掲載

問市民課

(☎017-734-2333)
浪岡振興部納税支援課
(☎0172-62-1186)

障害基礎年金の請求についてご相談ください

病気やケガで障がい者となった場合、60歳以上65歳未満のかたや労働者災害補償保険法の障害補償を受けているかたも、支給要件を満たすことで障害基礎年金を受給できる場合があります。お気軽にご相談ください。

問国保医療年金課

(☎017-734-5352)
浪岡振興部健康福祉課
(☎0172-62-1153)
青森年金事務所
(☎017-734-7495)

軽自動車税(種別割)の減免申請は5月31日(火)まで

令和4年度軽自動車税(種別割)納税通知書を5月9日に発送しました。身体等に障がいのあるかたのために軽自動車等を使用する

場合、申請によって軽自動車税(種別割)が減免されます。5月31日(火)までに駅前庁舎市民課または浪岡庁舎納税支援課に申請してください。

対象となる障がいの等級

◆身体障害者手帳、戦傷病者手帳：障がい名によって対象となる等級が異なりますのでお問合せください。

◆療育(愛護)手帳「A」または精神障害者保健福祉手帳の等級「1級」のかた。ただし、生計を同じくするかた、または常時介護者が運転する場合に限ります。

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育(愛護)手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ②運転するかたの運転免許証
- ③軽自動車税(種別割)納税通知書
- ④車検証
- ⑤申請者の個人番号(マイナンバー)カードまたはマイナンバー通知カード
- ⑥窓口に来るかたの身分証明書

問市民課課

(☎017-734-5192)

納期限のお知らせ

今月分として納めていただく市税等の納期限は、次のとおりです。忘れずに納めましょう。※口座振替の場合は納期限日が引き落とし日になります。

【5月31日(火)納期限】

- ①軽自動車税(種別割)全期分
 - ②児童保育負担金(保育料)第2期(5月)分
 - ③市営住宅使用料5月分
 - ④市営住宅駐車場使用料5月分
 - ⑤放課後児童会負担金5月分
- 【6月10日(金)納期限】
- ⑥市・県民税(給与特別徴収)5月分

問①・⑥納税支援課

- (☎017-734-5209)
- ②子育て支援課
(☎017-734-5330)
 - ③・④住宅まちづくり課
(☎017-734-5572)
 - ⑤子育て支援課
(☎017-734-5348)

